

平成 30 年度第 1 回
滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時:平成30年(2018年)6月19日(火) 10時00分～12時00分

場所:滋賀県庁 北新館5階 5A会議室

出席委員:

12名中9名出席

出席:前畑部会長、荒木委員、石上委員、菊池委員、籠谷委員、酒井委員、中村委員
西野委員、福原委員

欠席:石谷委員、西田委員、秀田委員

議題:

- (1) 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の改正について
- (2) 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第4次)の策定について
- (3) 報告事項

○滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第3次)および滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)について

配布資料

- 委員名簿・配席表
- 滋賀県環境審議会条例
- 資料1 諮問文
- 資料2-1 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の改正に伴う「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の改正について
- 資料2-2 条例改正のスケジュール
- 資料2-3 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保全法)の一部を改正する法律の概要
- 資料2-4 ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例
- 資料3-1 野生鳥獣を取り巻く法令等
- 資料3-2 計画策定のスケジュール
- 資料3-3 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第4次)の策定について
- 資料3-4 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第3次)
- 資料4-1 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第3次)
- 資料4-2 ツキノワグマ出没対応マニュアル(第3次)
- 資料5 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)
- パンフレット ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例

会議の概要：

- ・ 定刻に至り、事務局の開会宣言により、平成 30 年度第 1 回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・ 事務局から、本日の出席委員は 12 名中 9 名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・ 最初に、琵琶湖環境部長から挨拶があり、引き続き、部会長の選出が行われた。
- ・ 今回の部会は、6 月 1 日付けで環境審議会委員の改選があった後に初めて開催された部会であったため、部会長の選出は、環境審議会条例の規定に基づき委員の互選により行われた。
- ・ 出席者の委員から、前畑委員の推薦発言があり、出席委員全員により承諾され、前畑委員も部会長就任について承諾された。
- ・ 部会長の選出後、前畑部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・ 各議題について審議がなされた。

議題（１）「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」の改正について

<事務局から資料 2 について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

趣旨は理解できたが、具体的にどういふことを事務局がイメージしているのかが見えない。

具体的にどういった種が「特定第二種国内希少野生動植物種」に指定される見込みか。

第 26 条関係（保護増殖事業のあり方）の「技術的な問題」とは具体的にどういふ事例があるのか。

第 22 条関係（生息・生育地保護区における希少野生動植物種の捕獲等のあり方）、第 37 条関係（市町等が行う指定外来種の防除のあり方）について具体的にどういった課題が出ているのか。

事務局：

「特定第二種国内希少野生動植物種」に指定される種については環境省において具体的な検討が始まっていない。国会等の議論を勘案すると、おそらく里地・里山に生息する昆虫類などを前提として、里地・里山の保全と一緒に取り組んでいくことが法改正の趣旨。

「特定第二種国内希少野生動植物種」については県としてはこれまでどおり、保護していく余地を残したいというのが今回の条例改正の趣旨。

第 22 条関係（生息・生育地保護区における希少野生動植物種の捕獲等のあり方）の具体的な課題であるが、種の保存法に同様の制度があり、その生息・生育地保護区の指定の考え方が「国内希少野生動植物種」であり、もともと規制をかけている種であるので、特別な規制をかける必要がない。

県は枠組みが違い、指定種には規制があるが希少種には規制がない。

県の生息・生育地保護区の指定にあたっては希少種から選定することになっているので、具体的な生体の保護がない。本来は生体の保護があって地域の保護もあると思うので、国の取扱いに近づけるための改正をしたい。具体的な課題としては、希少な植物に愛好家が多く、生息・生育地保護区は公表をするため、盗掘の可能性があるが、規制をかけられない。

事務局：

第26条関係（保護増殖事業のあり方）の技術的問題であるが、主に淡水魚を中心に民間の団体等で取り組んでいただいているところがあるが、例えばハリヨについて善意ではあるが放流されているなど、保護活動を適切に指導するため、こうした民間の善意の取り組みの位置づけをしたい。

第37条関係（市町等が行う指定外来種の防除のあり方）については、具体的な事例は現在のところ想定されないが、県の指定外来種となっているハクビシンについて、有害鳥獣として市町の防除が進められているが、アライグマなどの特定外来生物と同じように、有害鳥獣だけではなく県の指定外来種防除という形での対策も有りうるだろうということで予防的に盛り込みたい。

委員：

保護増殖、外来種防除で県以外に拡大する「主体」とは具体的に、
県が指定する団体というイメージか、あるいは市町か。

事務局：

保護増殖は種の保存法においては自治体については国が確認、民間については国が認定をする。それに倣うことを想定。外来種防除についても同じ。

指定希少種についてはこうあるべきという指針を県で持つておく必要があるが、条例にまで書くかどうかは慎重に判断したい。

委員：

法と条例の2重規制を避ける観点というのはよくわかるが、例えば水濁法のように、法律で地域的に規制が十分でない場合は条例で上乗せの規制をかけるのは悪いことでないように思うが、なぜ指定解除の簡略化などを考えているのか。

事務局：

今回の第二種制度に伴う条例の改正については上乗せ規制に相当するので委員ご意見の趣旨に沿うものと考えているが、規制については現行の条例よりも法律が厳しいため、県の上乗せというよりは、規制官庁を一元化してしっかり規制されることを期すもの。

貴重なご意見であるため、その他の種についても上乗せ規制の検討の余地があれば今後検討していきたい。

委員：

保護増殖について、先ほどの説明では保護増殖の活動であっても適切に規制したいということであったが、個人の放流もあるということであったが、そうであれば、事業自体を規制するよりも、導入すること自体に対する規制の活用もあるのでは。

事務局：

個人が行う小規模なものまで規制する必要があるのかという趣旨の質問だが、あくまで事業活動のみを対象にするのかということであるが、基本的には事業という名前がついているとおりの大規模なものを規制していこうと考えている。

地域的なレベルで生態系に影響を及ぼす活動を行政として把握し、対策をとっていかねばならない。

委員：

保護増殖をするということは放流も行うものであって、県としては放流についても方針を定めてはどうかという趣旨の質問であると思うが。

事務局：

一定の技術的な指針を県としては検討していくが、条例に明記すべきかマニュアル的なものとするかは検討する。

委員：

保護増殖とは、捕獲することを規制することと増やすことだと思うので、将来的には一体的に考えられてはどうか。

事務局：

大規模なものを一番最初という思いはあるが、ご指摘いただいたとおり、活動の大小はあるもののやっていることは同じあるので、そうしたものについても対策をしていくということは指針の中で個人に努力規定を設けるなどを考えていきたい。

事務局：

事業の定義次第であると思うので、条文を作る際に具体の規模や個人まで含め得るのか等、貴重なご意見を活かせるよう一緒に考えていきたい。

委員：

保護増殖について、届け出て指導を受けるような形となるのか。

指定外来種については市町を想定しているように見受けられるが、NPO等は想定していないのであればその理由は。

事務局：

制度について、法律上の同制度では認定や確認であるので、県としても届出までは考え

ておらず、計画を出していただいて確認・認定をしていく、もしくは技術的指針に沿うようにという条文とするなど、届出制や許可制よりは緩やかなものを考えている。

指定外来種の防除の主体については、市町が基本的なイメージとしてはあるが、団体なども含めている法律の条文に近づけたく検討しており、保護増殖事業と同様、団体も前提としたい。

委員：

一般の団体は希少野生動植物種を保護増殖しようとするときは事前に許可を得なければならないが、県が把握できると思うが、その申請の段階で知事として指導するというのではないか。

事務局：

基本的には事業が実施される前に助言できるようにしたいので、お見込みのとおり事業開始前に計画を求め、指導していきたい。

委員：

事前申告ということは、最終の許可を得ることが最初になるのか。

事務局：

指定希少種については保護増殖のために捕獲をする場合に捕獲許可が必要であるが、国の保護増殖事業では捕獲の緩和要件となり捕獲許可を要しない。県としては現行の制度では許可が要るが、保護増殖事業に限っては緩和できるよう検討したい。

委員：

一般県民やNPOにとって特にそうであるが、保護増殖事業と思ってやっていることを本条例の改正によって良い方向に導いていくのかわからない。

「保護増殖事業だから捕獲していいんだ」という人を増やしてしまうのではないかと気がするが。

事務局：

許可制を緩和すると無尽蔵な捕獲につながるのではという懸念はあるが、あくまでも保護増殖事業の内容を判断して県が捕獲を認めていくので、実態としては県が内容を把握して指導をできる状況を確認していきたい。

また、条例改正をどのように周知し、理解を得ていくかということであるが、条例改正から施行までの公示期間で啓発をし、また保護増殖の趣旨を説明し理解を求めていきたい。

委員：

まだまだ意見は出ると思われ、この先2回の部会でまとまるように思われないので、事前に委員の意見をメールで集めるなどの手段も考慮すべきかもしれない。

議題（２）滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第４次）の策定について

<事務局から資料３について説明を行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

委員：

加害レベル９以上は全頭捕獲とされているが、実際に実施されているのか。

事務局：

これまで本県において個体数調整を認めたものは大津E群と甲賀D群の２群れ。

完了しているのは大津E群のみ。甲賀D群は平成25年度に認めた以降、甲賀市が継続的に全頭捕獲に向けた捕獲を実施しているところ。

委員：

本県では加害レベルは10段階であるが、隣県は5段階であり、10段階の9という最悪の状態である。市町で対応をしてもらっているが答えを出すのは県であるというズレと、加害レベルが9であっても全頭捕獲をためらっているという状況。実際にはいろんな事情があってゴーサインが出せないこともわかっているが、加害レベルのデータをとっても行動に移せないのであればやっている意味がないのではないかと。予算の無駄遣いになってしまっていないか。

机上の問題ではなく、山間部に行けば全頭捕獲してくれとの声が強くと、サルはなかなかそうはいかないとの説明はしているが、やはり加害レベルの評価をするのであれば、その枠の中で対応をしていくのが大事ではないか。

事務局：

市町からも、かなり地元から厳しい声があると聞いている。どこまで制度を見直しできるかも含めて、当部会と検討委員会の審議を踏まえ見直していきたいが、サルについては一定、個体群の保全の観点もあるので、県においても現行計画P15表4のとおり配慮すべき群れを掲載しているほか、全頭捕獲も含めサルを捕獲することを快く思わない方々もいるので、これらを踏まえ個体数調整の実施についてはP20で定めるフローに沿って、検討委員会に諮りながら進めているところ。地元の声も重々承知をしているので、このあたりの見直しも含めて次期計画の策定を進めていきたい。

委員：

個体数調整の際、例えばオスやメスなど個体よっての優先順位はあるのか。

事務局：

部分捕獲の考え方であるが、群れの維持のため、現行計画P21のとおりオトナメスを5頭以上残す必要がある。

委員：

基本的には個体数調整を行う際は群れのオス・メスまで調査するのか。

事務局：

検討委員会の審議の際には、当該群れの構成まで市町で整理をしてもらっている。

委員：

「加害率の高い個体を特定し」とあるが、構成の調査は大変ではないか。

事務局：

ご指摘のとおり、個体数調整の手続が大変であるというのもこのあたりの事情によるもの。個体数調整を実施するのはあくまで地域ぐるみの対策をした上でも被害が減らないときであり、そのことを整理する必要がある。P21 に掲載している評価シートにすべてチェックが入り、なおかつ被害が減らない場合に捕獲を認めるということで、市町において地域実施計画を策定する手続が難しいとの声は聞いている。

委員：

加害レベルや出現回数レベルの算定は調査のやり方で変わってくると思うが、どのように調査しているのか。

事務局：

平成 27 年から平成 29 年に行った調査では、各市町において、サルの出没があると思われるすべての集落にて出没カレンダー調査をした。各集落で 3 名程度、調査に協力いただける方を選定し、サルをみかけた状況等をアンケートしている。このほか、委託業者において集落へのヒアリングによって補足をしたり、発信機によるサルの状況把握、市町が持っている資料等の調査、ルートセンサス調査結果を勘案している。

委員：

各集落の 3 名というのはそれなりにサルについて詳しい方に依頼するのか。

また、365 日均一にデータ取りができていているということによいか。

事務局：

調査期間は基本的に 11 月の 1 か月間である。

調査を依頼する方はサルに詳しいというよりも常にその集落に居て、アンケート調査が可能な方を対象としている。

委員：

11 月というのは被害レベルが高い時期か。

委員：

11月は農作物が全然ないと思うが。

事務局：

被害レベルの話もあるが、前回の平成20年から平成23年の調査が当該時期であったため、ブレないことも勘案している。

委員：

それはどうか。

委員：

サルが出てくるところに住んでいるが、実際は被害の内容や、群れ本体が及ぼす被害であるのか離れ個体が起こす被害であるのか、地元の人からすると被害者としての情報となってくるので、そうしたデータが正確に捉えられているのかどうかは多々あると思う。

実際に私は被害者の立場でみると、一匹たりとも集落に近づかないようにして欲しいと思うのが本音。

かといって過去の大津E群の全頭殺処分の際に全国から反対の方が集まったことなどもあって、いろいろな意見がある中で、いかに誰もが納得するようなデータを集めることは非常に難しいと思う。

そうなってくると、学者などの専門的な方に委託した方が客観的なデータが集まるのではないかと思う。

事務局：

この調査についても、調査ができる機関に委託しており、アンケートの結果等の分析や集落を回る調査も委託している。

過去全頭捕獲をしたところで、被害集落外の方が多いがかなり「何故だ」という声が大きかったこともあり、もう捕獲しかないという状況をしっかり整理しないと県としてもゴ一とは言えない部分も正直ある。地域の状況と他の人々の心象も含めて整理できる部分は整理して計画を策定しなければならないと考えている。

委員：

11月というのは、集落の方へのアンケートも11月か。

事務局：

集落へのアンケートが11月であり、その他の調査は他の時期も行っている。

委員：

11月頃では稲や野菜などはあまり無く、被害レベルの報告としてそれほど多く無いのではないか。

そうすると、ここにあげられている加害レベルよりも実際の地元の方の被害感覚の方がも

っと強いということも有り得るのでは。

委員：

加害レベルというのはおそらく感情もあろうかと思う。

県としても全頭捕獲に踏み切れないのも実際はそれもあると思う。

地元の話を聞いていると、どうしても感情的に「捕獲してほしい」というのがまずはある。県が許可を出し渋る原因はそれだと思う。

この加害レベルの信用性をどう上げるのかが今の県の課題であると思っている。

事務局：

農作物被害の状況（P 3）についてはこの時期だけの調査ではない。

アンケート調査が主として、こうした資料や市町の年間の苦情受付状況等を補完的に踏まえて加害レベルを出しているが、委員ご指摘のとおり心象との違いはある部分はあるのかなと考えている。

委員：

すべてのサルが被害を及ぼしているのかどうかということもあり、私の経験では日野または土山で、集落のすぐそばに 200 頭以上集まって出てきているのをみたことあるし、出没カレンダーは数のデータも含めて取得しているのか。

それがあれば群れ全体なのか、はぐれ個体なのか推定できると思うが。

事務局：

カレンダー調査ではみかけた頭数や声を聞いたなどの情報をご報告いただいている。

議題（3）報告事項

○滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第3次）について

○滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）について

<事務局から資料4および5について説明を行った>

各委員から特に質問は無かった。

※議題の審議事項および報告事項が終了した後、事務局からは、次回の部会は9月に開催予定である旨の説明があり部会は閉会した。